

屋久島町地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくり  
モデル形成事業支援業務委託公募要領

令和2年8月26日

※本委託業務は、環境省事業「脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業」のうち、「地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業」の採択を受け、交付決定された場合に実施するものです。

現在、同補助金に対する公募申請書を準備している状況であり、本公募は、今後の補助金交付決定後、速やかに業務を開始できるようにするため、補助金交付決定を前提に募集の手続きを行うものです。本委託業務の委託先選定や予算執行は、補助金の交付決定後に、内容等が変更になる可能性があることを予めご了承願います。

1. 背景(現状と課題)

屋久島は、平成5年に世界自然遺産登録され、観光振興により観光客が増加で年間約30万人の観光客が訪問している。

屋久島町では、使用している電気のほとんどを屋久島電工株式会社の水力発電で賄っている。水力の発電割合は99%で、残り1%はディーゼル発電である。

RE100の達成に向けては、ディーゼル発電やフェリー等で使用する化石燃料起源のエネルギーを再生可能エネルギーに転換することが課題となっている。

2. 委託業務の内容

委託業務の内容については、別添の仕様書のとおりとする。

3. 事業期間及び事業スケジュール

(1) 委託業務の期間: 契約締結日の翌日から令和3年2月10日(水)

(2) 公募スケジュール

※スケジュールは、あくまで目安であり、変更となる可能性がある。

8月26日(水)	企画提案募集開始
8月26日(水)～8月30日(日)	質問票受付期間
9月2日(水)まで	質問の返答
9月8日(火)17時まで(必着)	参加表明書及び企画提案書の <del>べ</del> 切提出は、持参又は簡易書留(消印有効)とする。
9月9日(水)～9月15日(火)	審査・選定(ヒアリングは期間中に実施予定であるが、コロナウィルスによる県境移動制限がある場合には書類のみでの審査とする)
9月16日(水)～	契約手続き、業務着手 契約は交付決定後とする。

## 5. 事業の規模

委託業務の予算規模＝9,999,000円(税込み)を上限とする。

## 6. 契約の条件

(1) 本補助事業の採択及び交付決定されること。

そのため、本補助事業への交付決定が行われない場合は、本プロポザールは無効とする。

(2) 委託契約の締結

本町と選定された事業者との間で、契約条件について協議の上、委託契約を締結する。

なお、契約締結にあたっては、本町の契約規則等に基づき手続きする。

## 7. 委託業務の成果物

成果報告書(紙媒体:正1部、副5部)を提出します。

なお、経費の支出状況をまとめた実績報告書1部(支払いの事実を証する書類を添付)を併せて提出すること。

## 8. 成果物の諸権利の帰属

本業務の履行にあたり本町に納入された成果物の著作権は、本町に帰属するものとする。

## 9. 納品物の情報について

納品物の情報については、今後の事業計画において活用し、町から広報される場合がある。第三者の情報を活用される場合には、全ての情報の出典元または著作者及び使用許諾の有無について明記すること。

## 10. 応募資格

本プロポザールに参加できる者は、次に掲げる①～⑩の条件を全て満たしている者とする。

なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

② 公告の日から入札等の日までの間に、屋久島町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和61年10月21日訓令第1号)による入札参加制限中の者でないこと。

③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続き開始の申し立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む)がなされて

いる者

ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者(同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 過去に、以下に示す業務を全て受注した実績があること。
  - ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画
  - ・環境基本計画(環境基本条例)
  - ・脱炭素社会構築、スマートコミュニティ、再生可能エネルギー等に関する調査等
  - ・水力発電に関する調査または設計業務
- ⑧ 管理技術者及び担当者に技術士(環境、建設、電気電子部門)又はエネルギー管理士を配置すること。
- ⑨ 実施者(連名提案の場合は代表提案者)は日本法人(登記法人)であり、本事業に関する契約を本町と直接締結できる事業者であること。
- ⑩ 連名提案の場合は、代表提案者及び共同提案者の役割分担を明確化し、体制図等に明記すること。
- ⑪ 実施者は提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

## 11. 応募方法

下記の書類を一つの封筒に入れ、「12. 締め切り、提出先」に基づいて、提出すること。申請書と提案書はダウンロードしたものを使用すること。

提出は、郵送(簡易書留)又は持参とします(9月8日(火)17時まで必着)。

・参加表明書(様式第2号): 正1部、副1部

参加表明書には、企業の同種・類似実績、管理技術者の実績、業務推進体制を含むこと。

・会社概要(様式第3号)と、直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況が分かるもの: 1部)

・登記事項証明書(履歴事項全部証明書): 1部

・印鑑証明書: 1部

※各証明書は、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出すること。

・企画提案書(様式第4号): 正1部、副5部

企画提案書は、A4版10頁以内とする(文字は11ポイント以上)。

・見積書(自由様式): 正1部、副1部

企画提案書の事業費内訳については、人件費、直接経費(外注費、旅費、謝金等)の内訳を明確にすること。

提案書類は返却しない。

提案内容について、審査の過程でヒアリングを実施予定であるが、コロナウィルスによる県境またぐ移動の自粛要請がある場合には書類のみでの審査とする。

## 12. 締め切り、提出先

- ①公募開始日:令和2年8月26日(水)
- ②公募締切日:令和2年9月8日(火)(17時必着)
- ③提出先:屋久島町 政策推進課  
〒891-4207 鹿児島県屋久島町小瀬田849番地20

## 13. 事業者選定について

### (1) 審査基準

- ①提案内容が本事業の目的に合致していること。
- ②提案された実施方法が、屋久島町の実態に即していること。
- ③実施内容に対する費用が妥当であること。
- ④同等規模の事業実績を有するか、本事業を遂行する能力があることを客観的に示せること。
- ⑤応募資格を有していること。

### (2) 選定プロセス

- ①選定は書類審査を行った後、選定委員会により行う。  
なお、応募事業者が1社のみ場合又はコロナウィルスによる県境移動制限がある場合は、書類審査のみで決定する。
- ②選定の可否については、本町から連絡する。  
選定された事業者との協議が整わず、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において、第2となった提案者と契約に向けた協議を行う可能性がある(当該協議が整わなかった場合、次候補との協議を行う)。

## 14. 問い合わせ先

本公募に関する問い合わせは、質問票に記入の上、下記まで電子メール、またはFAXにて提出すること。質問内容および回答は後日ホームページに掲載する。

鹿児島県 屋久島町 政策推進課

・担当:企画調整係 佐戸/岩川

・電子メール: kikaku@town.yakushima.kagoshima.jp

・TEL:0997-43-5900(内線 222) FAX:0997-43-5905